

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則
- 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県現住人口調査規則の一部を改正する規則
- 福島県国民宿舎翁島荘条例施行規則を廃止する規則

訓 令

- 福島県政策監会議規程の一部を改正する訓令
- 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

規 則

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県現住人口調査規則の一部を改正する規則及び福島県国民宿舎翁島荘条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第二十二号

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則

則の一部を改正する規則

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則(平成十八年福島県規則第九号)の一部を次のように改正する。
本則中「第八条第二項」を「第七条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(総務課)

福島県規則第二十三号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第十号を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県規則第二十四号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和二十八年福島県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表第六号区分の項第四号を次のように改める。

四 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち知事の定めるもの又は三級であったもの

別表の一の表第七号区分の項第四号中「三級」を「二級であったものうち職務段階別加算割合が百分の十であったもの」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表第八号区分の項第四号を次のように改める。

四 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち職務段階別加算割合が百分の十であったもの

五 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち知事の定めるもの又は三級であったもの

六 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの

七 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの

八 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの

九 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの

十 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの

十一 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの

十二 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの

十三 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの

十四 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であったもの

十五 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十二級であったもの

十六 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十三級であったもの

十七 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十四級であったもの

十八 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十五級であったもの

十九 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十六級であったもの

二十 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十七級であったもの

二十一 平成十八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十八級であったもの

項第三号を次のように改める。

三 平成十八年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち職務段階別加算割合が百分の五以上であったものの支給を受ける者であったもの又は二級であったものうち職務段階別加算割合が百分の五であったものの支給を受ける者であったもの

附 則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(職員厚生課)

福島県規則第二十五号

福島県現住人口調査規則の一部を改正する規則

福島県現住人口調査規則（平成十二年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十条」を「第十二条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(統計分析課)

福島県規則第二十六号

福島県国民宿舎翁島荘条例施行規則を廃止する規則

福島県国民宿舎翁島荘条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第六十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(観光交流課)

訓 令

福島県訓令第五号

福島県政策監会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県政策監会議規程の一部を改正する訓令

福島県政策監会議規程（平成十五年福島県訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第四条第二項中「知事公室長」を「直轄理事」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

福島県訓令第六号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 佐藤 雄 平

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第七号

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

福島県知事 佐藤 雄 平

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「東京事務所長」を「東京事務所長
ハイテクプラザ所長」に、「郡山高等技術専門校長」を

「テクノアカデミー郡山校長」に、「農業総合センター農業短期大学校長」を「農業総合センター農業短期大学校長」に、「企業誘致担当課長」に、「障がい者総合福祉センター所長」を「障がい者総合福祉センター所長」に、「女性の

喜多方しのため荘園長」を「障がい者総合福祉センター所長」に、「女性の

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

福島県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の五第一項の表中

手当額			を	自
二、五〇〇円	三、八〇〇円	五、一〇〇円		

「女性のための相談支援センター所長」を「精神保健福祉センター所長」に改め、
 「（郡山高等技術専門校長を除く。）」を削り、「農業総合センター農業短期大学副校長」を「農業総合センター所長」に、「保健福祉事務所副部長」を「保健福祉事務所支所長」に、
 「保健福祉事務所副部長」に、「障がい者総合福祉センター次長」を「障がい者総合福祉センター次長」に、「精神保健福祉センター所長」を「精神保健福祉センター次長」に、「精神保健福祉センター次長」を「計量検定所次長」に、「計量検定所次長」を「テクノアカデミー郡山副校長」に改める。

附 則
 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県人事委員会
委員長 新城 希子

自動車	手 当 額
	自動車以外の原動機付きの交通用具

に、

六、四〇〇円	七、六〇〇円	八、九〇〇円	一〇、二〇〇円	一一、五〇〇円	一二、七〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、三〇〇円	一六、六〇〇円	一七、八〇〇円	一九、一〇〇円	二〇、四〇〇円	二二、七〇〇円	二二、九〇〇円	二四、二〇〇円	二五、五〇〇円	二八、二〇〇円	三〇、九〇〇円	三三、五〇〇円	三五、八〇〇円
--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

二、七〇〇円	二、〇〇〇円
四、一〇〇円	二、一〇〇円
五、五〇〇円	二、八〇〇円
六、九〇〇円	三、五〇〇円
八、二〇〇円	四、一〇〇円
九、六〇〇円	四、八〇〇円
一一、〇〇〇円	五、五〇〇円
一二、四〇〇円	六、二〇〇円
一三、七〇〇円	六、九〇〇円
一五、一〇〇円	七、六〇〇円
一六、五〇〇円	八、三〇〇円
一七、九〇〇円	九、〇〇〇円
一九、二〇〇円	九、六〇〇円
二〇、六〇〇円	一〇、三〇〇円

三七、七〇〇円
四〇、六〇〇円
四三、五〇〇円
四六、四〇〇円
四九、三〇〇円

に改める。

二二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
二三、四〇〇円	一一、七〇〇円
二四、七〇〇円	一二、四〇〇円
二六、一〇〇円	一三、一〇〇円
二七、五〇〇円	一三、八〇〇円
三〇、五〇〇円	一五、三〇〇円
三三、四〇〇円	一六、七〇〇円
三六、二〇〇円	一八、一〇〇円
三八、七〇〇円	一九、四〇〇円
四〇、九〇〇円	二〇、五〇〇円
四四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
四七、二〇〇円	二三、六〇〇円
五〇、三〇〇円	二五、二〇〇円
五三、五〇〇円	二六、八〇〇円

別表第一喜多方しのものむしの項を削り、同表環境医学研究所の項の次に次のように加える。

家畜保健衛生所	家畜の衛生、防疫又は病性鑑定を直接行う業務に従事することを常例とする獣医師（特別調整額の支給を受ける者を除く。）	一
---------	--	---

別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項中「企業誘致担当参事」を「企業誘致担当課長」に改め、同部出先機関の項中「保健福祉事務所部長」「保健福祉事務所支所長」を「保健福祉事務所部長」に改める。

別表第二中

郡市別	へき地学校等の名称	区分
河沼郡	柳津町立西山小学校琵琶首分校	四級

郡市別

へき地学校等の名称

区級別別

に、

田村市	田村
岩瀬郡	天栄

市立大久保小学校

村立湯本小学校
村立湯本中学校

岩瀬郡

天栄村立湯本小学校
天栄村立湯本中学校

に、「金山町立横田小学校
金山町立横田中学校」を「金山町立横田小学校」に、

「福島市立大波
福島市立茂庭

小学校上染屋分校
小学校

を「福島市立茂庭小学校」に、

須賀川市	須賀川市立大東小学校
喜多方市	喜多方市立山都第三

校上小山田分校
小学校

を

須賀川市	須賀川市立東山小学校
須賀川市	須賀川市立大東小学校上小山田分校

に、

「金山町立第一中学校」を「金山町立金山中学校」に改める。

別表第三石川郡の項中

「古殿町立古殿中学校
古殿町立古殿中学校給食共同調理場」

を「古殿町立古殿中学校」に改

別表第四の五中 「福島市立土湯小学校」を「福島市立土湯小学校」に、
「福島市立大波小学校上染屋分校」を「福島市立土湯小学校」に改める。

「白河市立白河南部中学校」を「白河市立白河南中学校」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中

田村市	田村市立大久保小学校	岩瀬郡	天栄村立湯本小学校
岩瀬郡	天栄村立湯本小学校	天栄村立湯本中学校	

を

岩瀬郡	天栄村立湯本小学校
天栄村立湯本中学校	

本小学校
本中学校

に改める部分及び別表第四の五の改正規定中「白河市立

白河南部中学校」を「白河市立白河南中学校」に改める部分は、公布の日から施行する。

(採用給与課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第九号

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年福島県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の十三」を「百分の十四」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(採用給与課)